

暑中お見舞い申し上げます

代表取締役 藤城太郎

炎暑の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年の梅雨は雨が多く、ようやく梅雨明けとなりました。この先は、蒸し暑い日が続く予想のことです。これまで暑い日が少なかつた分、体が慣れていない可能性があるため、熱中症対策をしっかりと行なっていきたいと思っております。

さて、お子さんたちは、プールや海水浴など、楽しい夏休みを満喫されていることでしょう。子供は学校の夏休みの宿題を計画的にこなすことが大切であるように、私たち大人にとっても片づけに取り組む親の姿勢は子供にとって良い刺激になるはずです。整理整頓の習慣が身につければお子様にとっても大きな収穫となることでしょう。リサイクルクリーンは夏限定のキャンペーンを開催中です！お部屋をすっきりさせて、快適な夏をお過ごしください。



暑中お見舞い申し上げます



2019.8 VOL.71

クリンだより



得 夏限定キャンペーンを開催中です！

この機会お見逃しなく！

0120-01-5255

法人・個人のお客様

廃棄物処理キャンペーン

コンテナ等、新規お申込みのお客様に

オリジナル BOXティッシュ (5箱) + 廃棄物処理費 定価料金より 5%割引 + T-POINT 2倍プレゼント！

対象サービス：各種コンテナ利用、手積み回収、一般廃棄物回収

法人・個人のお客様

解体工事キャンペーン

解体工事お見積りで オリジナル BOXティッシュ (1箱) + QUOカード ¥500分 プレゼント！

対象サービス：各種建物解体(木造、鉄骨造、RC造)、物置解体、内装解体、外構(カーポート・ブロック塀等)解体、樹木伐採抜根作業、等



第8回絆の集い in 小堀谷プレンティアの森に参加しました！

株式会社リサイクルクリーンが参加している「森づくりC.S.R.トラスト(静岡県西部森づくりC.S.R.協働推進協議会)」が管理する、浜松市浜北区の小堀谷の「小堀谷プレンティアの森」で7月13日(土)に「第8回 絆の集いin小堀谷」が開催されました。リサイクルクリーンからは約20名の有志が参加し、森林の下枝の処理や植林などを行いました。

株式会社リサイクルクリーン

〒431-3314 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣41
E-mail. info@recycle-clean.co.jp

静岡県西部/愛知県 0120-01-5255 (7:00~18:20)

静岡県中部/東部 0120-06-0617 (7:00~18:20)

なつやすみ

11日・12日・13日・14日・15日

ご不便をおかけ致しますが
何卒ご了承くださいよう
よろしくお願ひ申し上げます

ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2019



7月17日(水)、18日(木)に浜松アクシティで開催された、浜松いわた信用金庫主催の「ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2019」に出展いたしました。ご来場の皆さん、ありがとうございました。



浜松市浜北区小松441-1
☎ 053-584-5800

TOSCO内



い！
みてください



数多く排出されるダンボールは
リサイクルクリーンが回収して
すべてリサイクルに！
毎日、定期回収にお伺いしています



スーパー八百ひでの第一印象は、新鮮な野菜や果物がとにかく安い！ということが。青果の売場面積も広く活気いつぱいです！地元のお客様はもとより、土日は遠隔地からも八百ひでファンが大勢訪れるとのこと。昨年12月にオープンしたばかりとは思えぬほど、大勢のお客様に愛されています。代表取締役の高安秀幸氏は、とともに青果市場のせり人として活躍していたため目利きのプロ。その後、スーパーの店長を経て、念願のお店を開業させました。

社長自ら毎日、夜と朝の2回、市場に足を運んで、鮮度抜群の生鮮を競り落としています。さらに市場の余剰品や不揃いの野菜を素早くゲットし、目玉商品としてドーンと安く提供するのも腕の見せどころ！



今日は、青果を知り尽くした男として主婦に大人気の
高安秀幸社長を突撃インタビュー！
スーパー八百ひでの魅力をご紹介いたします！

解体時残置物の処理について

昨年環境省は「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて」という通知(以下、「新通知」という。)を発出しました。その後、この通知に記載された内容についてのお尋ねが多数寄せられていますので、これについて書いてみたいと思います。

この件に関しては、同内容の通知が平成26年2月3日に発出(以下「旧通知といいます。」)されていましたので、最初にこれを見たとき私は、直ぐに旧通知と見比べてみました。改めて2つの通知内容を精査すると残置物についての取り扱いを変更したことではなく、旧通知を補足して適正処理確保の念押しをしたという性格を持ったものであることが分かりました。「残置物の適正な処理を確保するための方策について」の内容に関して、旧通知では「残置物は、その排出状況及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。」という簡単な表現でしたが、新通知では「残置物については、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。」と、より具体的に記述しています。

私は、これまでご依頼をいただき「解体時残置物の適正処理について」の講習をいろいろなところで行つきましたが、新通知に記載されたこの部分が、まさに残置物処理におけるポイントであることを力説してきました。結論としては、「解体時残置物の処理責任は、元々の占有者(所有者=施主)にあり、解体工事受注者(元請工事業者)が排出者ではない。」ということになります。

もう少し具体的に解説します。個人住宅の場合は、施主が使用していた家電製品・家具調度品・日用品等が残置物に該当し、施主自身が排出者として適正処理の責任を負っています。この場合、個人自らで処分することはほぼ不可能ですので、居住する市町にそれをお願いすることになります。注意すべき点は、市町受入施設ま

廃棄物ひとくちコラム！
WEBにバックナンバー多数！



での運搬を誰が行うかという点です。市町に引き取りを依頼する又は施主自らが運搬する(レンタカー使用も可)若しくは当該市町で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託するか何れかの手段を選択する必要があります。

一方、事業の用に供する建築物の場合も同様に、建物本体を除くものが残置物に該当し、施主である事業者に処理責任が課されています。個人住宅と異なるのは、残置物が産業廃棄物に該当する場合と一般廃棄物に該当するものに分かれている点にあります。金属製、プラスチック製、ガラス製のものは産業廃棄物に該当し、木製、紙製のものは一般廃棄物に該当します。しかし、厄介なのは一般廃棄物と産業廃棄物の複合品が存在することです。例えば応接椅子は、木とプラスチック(合成皮革)の複合品ですから、残置物として処分するときは、全体を産業廃棄物として扱うことが現実的な処理方法となります。

事業の用に供する建築物解体時の残置物処理に関して注意したいことは、産業廃棄物該当物の処理に関しては、施主である事業者が排出事業者に該当し元請け業者は排出事業者になり得ないことです。元請者が残置物込みで解体工事を請け負ったとすれば、管理票虚偽記載にあたり、同時に施主である事業者は、契約書不作成で委託基準に違反さらには管理票交付義務にも違反します。両者とも検挙された場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(若しくはその併科)に処される重大な違反行為となります。元請者にとって施主は依頼者であり大切なお客様ですが、解体時残置物の処理については、法律の規定をしっかりと説明し、必要な措置を取っていかないと、お客様にも大きな迷惑をかける結果に繋がることを、この機会に是非ご認識ください。

従業員さん募集中！053-925-5736

正社員 運転手 兼 構内作業員

時 間 8時～17時20分
勤務地 浜松市天竜区二俣町・大川、東区西ヶ崎町、西区桜台、袋井市村松、磐田市大久保、藤枝市岡部町
待 遇 基本給 17万円以上、各種手当あり
社会保険完備、作業服貸与

パート ①運転手 / ②構内作業員

待 遇 社会保険完備、作業服貸与
① 1,000円～1,500円 ② 900円

